

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年、宅地への転用等都市的利用による農用地面積の減少とともに、耕作意欲の減退による耕作放棄地の増加が懸念されている中、農用地は、食糧を供給する機能に加え、国土や自然環境の保全、水資源のかん養など多様できわめて重要な役割を果たしている。

将来にわたりこのような機能を果たしていくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄地の解消と増加防止を図り、農用地を良好な状態で保全していくことが重要である。

2 農用地等保全整備計画

なし

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の機能確保と良好な保全管理のため、生産性の高い近代化農業の確立を目指し、農業者への啓発に努める。また、農地利用集積円滑化事業等を活用し認定農業者等の担い手への利用集積を推進し、土地利用型農業を展開する。

また、農用地や農業用水路等の資源や施設などの農村環境の保全及び質的向上を目指し、農業者のみではなく、非農業者も含めた活動組織を通して、その活動が将来にわたり持続的に行えるよう計画的な推進を図る。

高齢化による労働力不足等に対応するため、集落営農組織や受託集団による農作業の受委託を促進し、耕作放棄や管理不十分な農用地等に対しては、農地パトロールを実施し、農地利用の意向を確認、保全の指導を実施することにより機能低下を防止し、新たな耕作放棄地の発生を抑制する。

また、担い手等が借りる条件のもとで、斡旋等により現に存在する耕作放棄地解消のための支援を実施する。

農用地区域内耕作放棄地面積

単位：ha

	平成 22 年度	平成 32 年度	増減
耕作放棄地面積	21.3	7.0	△14.3

(注) 平成 22 年農業振興地域管理状況調査及び推計による。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし